

## 袖ヶ浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例（案）の逐条解説

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（趣旨）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し、必要な事項を定めることを規定するものです。

【解説】

本条は、法第 34 条の 16 第 2 項の規定により、内閣府令で定める基準を法に規定する事項別に、従うべき基準又は参酌すべき基準とし、定めるものです。

従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は、十分参照しなければならない基準です。

乳児等通園支援事業は、令和 8 年度から全ての市町村で実施することになっており、国の定める基準に従ってあるいはこれを参酌して設備及び運営に関する基準を条例で定めることが趣旨とされています。

関係法令

法

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基

準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

(2) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(3) (略)

## 第2条（最低基準の目的）

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

### 【趣旨】

この条例で定める基準の目的は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が利用乳幼児又は保護者に対して乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものである旨を規定するものです。

### 【解説】

条例を整備するに当たり、この条例で定める基準の目的を乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「内閣府令」という。）と同じ内容を規定したものです。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（最低基準の目的）

第2条 法第34条の16第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの

とする。

### 第3条（最低基準の向上）

（最低基準の向上）

第3条 市長は、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第30号）第1条に規定する袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### 【趣旨】

市長は、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができること及び市は、最低基準を常に向上させるように努めることを規定するものです。

#### 【解説】

乳児等通園支援事業の設備及び運営は、より高い水準を求める必要があることから、市長は、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができること及び市は、最低基準を常に向上させる努力義務を負うことを規定するものです。

なお、内閣府令第3条第1項に規定されている市町村児童福祉審議会は、本市の場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置されている袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議に該当します。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

## 関係法令 ※参酌すべき基準

### 内閣府令

(最低基準の向上)

第3条 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

### 子ども・子育て支援法

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 (略)

### 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

## 第4条（最低基準と乳児等通園支援事業者）

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者は、常にその設備及び運営について向上させる義務を負うこと等を規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させる義務を負うことを規定するものです。このことから、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないことを第2項で規定するものです。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

## 第5条（乳児等通園支援事業者の一般原則）

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者における乳児等通園支援の提供の在り方や乳児等通園支援事業者及び設備等に関する一般原則を規定するものです。

### 【解説】

#### ＜第1項関係＞

乳児等通園支援事業者が運営するにあたり、利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重すべき一般原則を規定しています。

#### ＜第2項関係＞

乳児等通園支援事業者が地域社会と交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者と地域社会に乳児等通園支援事業の内容を説明するべき旨を規定しています。

### ＜第3項関係＞

乳児等通園支援事業者が行う事業の内容を自ら評価を行い、改善を図らなければならない旨を規定しています。

### ＜第4項関係＞

乳児等通園支援事業者が定期的に外部の評価を受け、結果を公表し、改善を図るべき旨を規定しています。外部評価は利用乳幼児の保護者へのアンケートや第三者機関が実施する評価を指します。

### ＜第5項関係＞

乳児等通園支援事業所において、法で定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない旨を規定しています。

### ＜第6項関係＞

乳児等通園支援事業所の構造設備においては、採光、換気等、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児の危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない旨を規定しています。

本条各項の規定は、乳児等通園支援事業者が事業を行う際の一般原則を規定するものですが、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

## 第 6 条（乳児等通園支援事業者と非常災害）

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第 6 条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者が行う非常災害対策を規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業は、利用乳幼児及びその保護者にとって安全、安心なものでなければなりません。非常災害（地震、火災、風水害、土砂災害等）に対する対策は、必要不可欠なものであり、必要な設備、訓練及びその頻度について、実施する場合の基準として、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第 6 条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

## 第7条（安全計画の策定等）

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者が安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を規定するものです。

### 【解説】

#### <第1項関係>

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児等の安全の確保を図るために乳児等通園支援事業所ごとに安全計画を策定し、その安全計画に従った措置を講じなければならない旨を規定しています。なお、本条の「利用乳幼児等」には、通園に慣れるまで時間がかかる子どもに対する対応として実施される親子通園を利用する保護者も含まれると解されます。

#### <第2項関係>

乳児等通園支援事業者は、安全計画を職員に周知し、研修及び訓練を定期的実施しなければならない旨を規定しています。

＜第3項関係＞

乳児等通園支援事業者は、安全計画に基づく取組の内容等を保護者に周知しなければならないことを規定しています。

＜第4項関係＞

乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、変更を行うべきものとして規定しています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

## 第8条（自動車を運行する場合の所在の確認）

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者が自動車を運行する場合に利用乳幼児の乗降車時に所在の確認と車内に置き去りを防止するよう、講じるべき必要な措置について規定するものです。

### 【解説】

#### ＜第1項関係＞

乳児等通園支援事業者は、自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない旨を規定しています。

#### ＜第2項関係＞

乳児等通園支援事業者は、自動車運行時にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の

確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない旨を規定しています。

置き去り防止を支援する安全装置に関する要件は、国土交通省が令和 4 年 1 2 月 2 0 日に定めた「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に規定されています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

## 第9条（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件を規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件については、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

## 第 10 条（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者の職員は、知識及び技能の向上等に努める義務を有し、乳児等通園支援事業者は、そのための研修の機会を確保する義務がある旨を規定するものです。

### 【解説】

利用乳幼児又は保護者に対しては、常に質の高い乳児等通園支援を提供する必要があり、乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。そのために乳児等通園支援事業者は、その職員に対し、研修の機会を確保する義務があり、実施する場合の基準として内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

## 第 1 1 条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 1 1 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業所が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業が保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業において一体的に実施される場合や、児童発達支援事業や一時預かり事業といった児童福祉事業と一体的に実施する場合、乳児等通園支援事業及び併設する施設又は事業所の利用者の年齢の区分ごとの設備や職員を備え、かつ、利用乳幼児及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることが可能であることを規定したものです。

本条に定める基準は、職員に係る部分に限り、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定め、その他の部分については、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準（職員に係る部分に限る。）

#### 内閣府令

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 1 1 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

## 第 1 2 条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対し差別的な取扱いをしてはならないことを規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児を平等に扱わなければならない、差別をすることがあってはなりません。このことから本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

## 第 1 3 条（虐待等の防止）

（虐待等の防止）

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者の職員の虐待等の行為の防止について規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し虐待等の行為をしてはなりません。このことから本条に定める基準は、従うべき基準であり内

閣府令の基準のとおり定めるものです。

## 関係法令 ※従うべき基準

### 内閣府令

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### 法

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 第 1 4 条（衛生管理等）

（衛生管理等）

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者の衛生管理、感染症等の発生やまん延の防止等の措置を講ずる義務等について規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業所は、複数の利用乳幼児が支援の提供を受ける場所です。衛生的管理、感染症等の対策、医療品の管理は、乳児等通園支援事業者の責務として必要なものです。そのような観点から、本条に定める基準は、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（衛生管理等）

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

## 第 15 条（食事）

（食事）

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者が食事の提供を行う場合において、調理機能を有する設備の設置について規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者が、利用乳幼児に食事の提供するときは、利用乳幼児の健康な生活の基本として、食を営む力の育成に努めなければなりません。このことから当該施設で食事の提供を行う場合や、施設外で調理し運搬する方法により食事の提供を行う場合において、加熱、保存等の調理機能を有する設備の設置を義務とし、本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令  
（食事）

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

## 第 16 条（乳児等通園支援事業所内部の規程）

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- （1） 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- （2） その提供する乳児等通園支援の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4） 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- （5） 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6） 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- （7） 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- （8） 緊急時等における対応方法
- （9） 非常災害対策
- （10） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （11） その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者が定めなければならない重要事項に関する規程について規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の目的、乳児等通園支援の内容、職員の職種及び緊急時における対応等の運営規程を明確にした上で事業を行わなければなりません。内閣府令の基準では、その各事項が反映されており、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

※乳児・幼児の定義…法では、乳児は満 1 歳未満、幼児は満 1 歳から就学前までの児童と規定している。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第17条 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

【趣旨】

乳児等通園支援事業者が備える帳簿について規定するものです。

【解説】

乳児等通園支援事業者が、事業を安定して運営していくためには、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにし、事業を行う必要があります。このことから本条に定める基準は、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

## 第 18 条（秘密保持等）

（秘密保持等）

第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者の職員の秘密保持に関する責務及び乳児等通園支援事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

### 【解説】

業務上で知り得た情報は、外部に漏らすことがないよう必要な措置を講じる義務があります。乳児等通園支援事業者の職員においては、その情報を漏らしてはならない責務を課すものです。

ただし、利用乳幼児の生命・身体の安全を守るために必要な場合など正当な理由がある場合は、例外として認められる場合があります。

第 2 項に規定する必要な措置とは、例えば、乳児等通園支援事業者が就業規則や雇用契約書などで定めるものとなります。

このことから本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

（秘密保持等）

第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

## 第 19 条（苦情への対応）

（苦情への対応）

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

### 【趣旨】

乳児等通園支援に関する苦情に対する対応等について規定するものです。

### 【解説】

乳児等通園支援事業者が乳児等通園支援を行うにあたり、利用乳幼児又はその保護者等から苦情が発生することがあります。そのときの対応に関する規定は必要であり、本条に定める基準は、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（苦情への対応）

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

#### 第20条（乳児等通園支援事業の区分）

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

#### 【趣旨】

乳児等通園支援事業の区分について規定するものです。

#### 【解説】

##### <第1項関係>

乳児等通園支援事業は、①一般型乳児等通園支援事業、②余裕活用型乳児等通園支援事業の2つの区分があります。

##### <第2項関係>

前項に規定する一般型乳児等通園支援事業は、次項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものとしています。

##### <第3項関係>

第1項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども

も園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいいます。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### 第21条（設備の基準）

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を

備えること。

- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階   | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                          |
|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                |
|     | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3 階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又                                                                                                           |

|  |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |               | <p>は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 避難用           | <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>                                                                                                                                                                                                                   |
|  | 4 階以上の階<br>常用 | <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
|  | 避難用           | <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p> |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。  
（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### 【趣旨】

一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を規定するものです。

#### 【解説】

一般型乳児等通園支援事業所の面積基準の主な内容は以下のとおりです。

| 設備基準     |                  |
|----------|------------------|
| 乳児室      | 満2歳児未満 1人3.3㎡以上  |
| ほふく室     | 満2歳児未満 1人3.3㎡以上  |
| 保育室又は遊戯室 | 満2歳児以上 1人1.98㎡以上 |

内閣府令の面積基準では、乳児室は乳児一人につき1.65㎡以上とされていますが、本市においては、乳児の安全性の確保の観点から袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）に規定する乳児室の面積基準と同一水準である3.3㎡以上として定めるものです。

#### 関係法令

※従うべき基準（調理設備に係る部分に限る。）

##### 内閣府令

##### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階               | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 階             | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                 | 避難用 | 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段                                                                                                                                                                                                   |
| 3 階             | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                 | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4 階<br>以上の<br>階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                 | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられてい

ること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

## 第 2 2 条（職員）

（職員）

第 2 2 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が

現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

### 【趣旨】

一般型乳児等通園支援事業における保育士等の職員の配置について規定するものです。

### 【解説】

#### <第1項関係>

一般型乳児等通園支援事業所において、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者を置かなければならないとしています。

#### <第2項関係>

乳児等通園支援における保育士の配置基準は、乳児については、おおむね3人につき1人以上、1、2歳児については、おおむね6人につき1人以上とした上で、そのうち、半数以上は保育士とすることとします。

また、一般型乳児等通園支援を行う一事業所につき2人を下回ることはできないものとします。

#### <第3項関係>

乳児等通園支援従事者は専ら当該事業に従事しなければなりません。ただし、以下のいずれかの場合に限り、従事する職員を1人とすることができます。

- ①保育所等と一体的に運営されている場合でその施設の職員の支援を受けることができ、乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。
- ②乳児等通園支援事業の利用乳幼児の数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が行われている同室で一般型乳児等通園支援事業が実施されている場合、かつ、その保育士の支援を受けることができるとき。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定め

るものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

## 第 2 3 条（乳児等通園支援の内容）

（乳児等通園支援の内容）

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

### 【趣旨】

一般型乳児等通園支援事業者が実施する乳児等通園支援の内容を規定するものです。

### 【解説】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針である保育所保育指針（平成 2 9 年厚生労働省告示第 1 1 7 号）は、保育の原理に基づき、保育の目標、子どもの発達、保育内容等の必要な基本的事項が規定されています。このことから本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令 ※従うべき基準

内閣府令

（乳児等通園支援の内容）

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（保育の内容）

第 3 5 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

## 第 2 4 条（保護者との連絡）

（保護者との連絡）

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

### 【趣旨】

一般型乳児等通園支援事業を行う者が利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等に関して、その保護者の理解等を得るよう努めなければならない旨を規定するものです。

### 【解説】

利用乳幼児へ適切な保育を提供するためには、その保護者との密接な連絡は必要不可欠である上、乳児等通園支援の内容等に関して理解及び協力を得るよう努めなければなりません。このことから本条に定める基準は、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令 ※参酌すべき基準

内閣府令

（保護者との連絡）

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

#### 第 2 5 条（設備及び職員の基準）

（設備及び職員の基準）

第 2 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉県条例第 8 5 号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 1 8 年千葉県条例第 6 4 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年千葉県条例第 4 1 号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 6 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

#### 【趣旨】

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定するものです。

#### 【解説】

第 2 0 条第 3 項の規定のとおり、余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業であるため、事業の実施に当たっては、各事業に応じた設備及び職員の基準と同等の基準が必要です。

このことから本条に定める基準は、従うべき基準であり、本条各号に掲

げる施設の所管庁が内閣府令第25条各号の国の定める基準に従い又は国の定める基準を参酌して規定した各条例のとおり定めるものです。

#### 関係法令 ※従うべき基準

##### 内閣府令

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 1 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- 3 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- 4 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

#### 第26条(準用)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

##### 【趣旨】

余裕活用型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について、第23条及び第24条の規定を準用することを規定するものです。

##### 【解説】

第23条(乳児等通園支援の内容)に定める基準は、第23条の解説のとおり、従うべき基準であるため内閣府令の基準のとおり定めるものです。

また、第24条(保護者との連絡)に定める基準は、第24条の解説の

とおり、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

※従うべき基準（第 23 条準用）、参酌すべき基準（第 24 条準用）

内閣府令

（準用）

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第 3 章 雑則

#### 第 27 条（暴力団の排除）

（暴力団の排除）

第 27 条 市及び乳児等通園支援事業者は、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

2 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業者の職員は、袖ヶ浦市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等であってはならない。

#### 【趣旨】

市及び乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するための措置を講ずることを規定するものです。

#### 【解説】

内閣府令の基準にはありませんが、市では袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）を制定しているところであり、この条例の制定趣旨から乳児等通園支援事業の設備及び運営においても、暴力団は排除すべきものであると判断したことから、規定したものです。

#### 関係法令

袖ヶ浦市暴力団排除条例

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

（基本理念）

第 3 条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

## 第 28 条（電磁的記録）

（電磁的記録）

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業者及び職員が記録、作成その他これらに類するもののうち書面で行うことが規定されている又は想定されているものは、書面に代えて、電磁的記録による対応も可能である旨を規定するものです。

### 【解説】

乳幼児等通園支援事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、乳児等通園支援事業者及び職員における書面等の作成、保存等や保護者等への説明等について、電磁的記録による対応も可能である旨を規定しています。

なお、本条の電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録のことを指し、この条例において、書面で行うことが規定されているものは、第 17 条（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）、想定されるものについては、第 5 条第 2 項に規定する乳児等通園支援の運営の内容を説明する際の資料等が該当します。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことからその基準と同一の基準を定めるものです。

## 関係法令 ※参酌すべき基準

### 内閣府令

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 第29条（委任）

### (委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【趣旨】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることを規定するものです。

### 【解説】

この条例は、市町村による認可を実施するためのものであり、条例で定める基準のほか、別途、規則等で必要な事項を定めることができる旨を規定するものです。

### 附 則

#### (施行期日)

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 【趣旨】

この条例の施行期日を規定するものです。